

令和 7 年第 3 回行方市教育委員会定例会

○開催日時 令和 7 年 3 月 25 日(火) 午前 8 時 59 分～午前 11 時 33 分

○開催場所 行方市役所 北浦庁舎 2 階 第 2 会議室

○出席委員

教育長	柏葉 伸一郎
教育長職務代理者	大崎 あい子
委 員	明石 延之
委 員	久米 雅文
委 員	小野口 和章

○事務局出席者

教育部長	谷川 達郎
学校教育課長	森作 保繁
生涯学習課長	宮内 敏
スポーツ推進室長	鈴木 喜政
学校教育課指導主事	関口 喜昭
学校教育課課長補佐	深澤 克利

【日程第 1】 議事録署名委員の指名

【日程第 2】

- 公 開 議案第 12 号 行方市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
(学校教育課)
- 公 開 議案第 13 号 行方市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について
(学校教育課)
- 公 開 議案第 14 号 行方市立学校管理規則の一部を改正する規則について
(学校教育課)
- 公 開 議案第 15 号 行方市学齢児童・生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について
(学校教育課)
- 公 開 議案第 16 号 行方市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
(学校教育課)
- 公 開 議案第 17 号 行方市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
(学校教育課)

- 公 開 議案第 18 号 行方市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について
(学校教育課)
- 公 開 議案第 19 号 行方市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示について
(学校教育課)
- 公 開 議案第 20 号 行方市英語検定料補助金交付要綱の制定について
(学校教育課)

【日程第 3】 教育委員会事務委任規則第 2 条各号以外の報告

- 非公開 報告番号 1 就学援助費支給児童生徒の認定について (学校教育課)
- 非公開 報告番号 2 区域外就学児童生徒の認定について (学校教育課)
- 非公開 報告番号 3 就学児童生徒の指定校変更について (学校教育課)
- 非公開 報告番号 4 不登校児童生徒について (指導室)
- 非公開 報告番号 5 いじめについて (指導室)
- 公 開 報告番号 6 教育委員会重点事業年間管理表について (学校教育課)
(指導室)
(生涯学習課)
(スポーツ推進室)
- 公 開 報告番号 7 その他

【日程第 4】 その他

- (1) 次回教育委員会定例会の開催について
- (2) 辞令交付式について
- (3) その他

○議 事 録

開 会

教育長から開会の宣言がなされました。

【日程第 1】 議事録署名委員の指名

（教育長） 行方市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により，議事録署名委員に明石委員を指名します。

【日程第 2】

≪公 開≫

議案第 12 号 行方市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

（事務局） 議案朗読

（学校教育課長） 資料に基づき，議案説明

※議案第 12 号については，原案のとおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 13 号 行方市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について

（事務局） 議案朗読

（学校教育課長） 資料に基づき，議案説明

○主な発言

発 言 者	発 言 内 容
小野口委員 森作課長	このような条文は今までには無かったということですか。 ありませんでした。今後このような状況になった場合を想定して，今回このような規則を策定しました。

※議案第 13 号については，原案のとおり可決されました。

《公 開》

議案第 14 号 行方市立学校管理規則の一部を改正する規則について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

○主な発言

発 言 者	発 言 内 容
小野口委員	現在使用している学校名はそのまま、今まで一つのエリアとして麻生中学校区と呼んでいたものが麻生学園という呼称になったという解釈でよろしいでしょうか。
森作課長	学校名は現行のままです。それぞれの学区で幼稚園、小学校、中学校で様々な取り組みをしている中で、親しみやすい名称をあえて付けるという意味での改正です。
谷川部長	これまでも学区という言葉がありましたが、それですと学校があって単純に連携をはかっているというイメージだったのですが、学園という言葉を使うと、きちんと系統的なことをやるということを明確に示すことになります。通常の場合は学校名を使い、小中一貫のことを指すときには「学園」という表現を使うようなイメージです。
柏葉教育長	10 数年来実施していた小中一貫というものがここ数年で本格化し、各中学校区において、行事や教育課程ですり合わせをしたり、検証をしたりすることが定着してまいりました。国や県でも学園制を推奨しており、加配措置も明確になりましたので、麻生学園については 1 名加配措置されることになりました。学区というところに学園というものの意識をすることによって、より小中の連携、幼小の関わりが密になるということで、今回このように提案させていただきました。ただし、この呼称は表に出すものではありません。あくまで行方市内での共有ということです。
大崎委員	加配される教職員の位置付けと役割はどのようになっているのでしょうか。
柏葉教育長	行方市においては教諭という形で加配されました。種類は教科専科で、配置校は麻生東小、教科は理科です。配置するにあたっては、週 24 時間の授業時間ということで、習熟度別など、少人数授業への活用もできます。また理科の専科ですので、自由研究や発明工夫など、要請があれば麻生小や麻生中への派遣も可能となります。
小野口委員	学園という意識ができてくれば、ただ単に行事の交流や研修の交流ではなく、授業の交流、さらには不登校の解消というものを考えてくる必要も出てくると思います。今の時代に即していないような、名ばかりの小中一貫にならないようにしていただきたいと思います。
柏葉教育長	授業や生徒指導、不登校対策など、複合的に先生方が一体化して取り組んでいるものを、来年度以降はより密にしていく必要があると考えています。

※議案第 14 号については、原案のとおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 15 号 行方市学齢児童・生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

○主な発言

発 言 者	発 言 内 容
大崎委員	指定学校変更満了通知書と区域外就学満了通知書が新しく規定された理由は何でしょうか。また、通知する必要がある場合があるとのことですが、どのようなときでしょうか。
森作課長	指定学校変更満了通知書と区域外就学満了通知書は、国の標準様式に基づいて含めたものです。また、通知する必要がある場合というのは、卒業するときまで在籍した場合などです。
明石委員	指定学校変更や区域外就学が不許可となるのはどのような場合でしょうか。また過去にそのような例はあったでしょうか。
森作課長	就学先の変更許可に具体的な定めはなく、個別に保護者から家庭状況等の聞き取りを行って、判断し、許可しているものです。ただし、理由が安易なものの場合は、許可できない場合があります。

※議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 16 号 行方市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

※議案第 16 号については、原案のとおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 17 号 行方市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

※議案第 17 号については、原案のとおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 18 号 行方市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

○主な発言

発 言 者	発 言 内 容
大崎委員	今までは日本語を話せるということが条件になっていたが、それを外したということでしょうか。もしそうなら、小学校に配置された場合は支障をきたすこともあると思うのですが、いかがでしょうか。
森作課長	現在勤務している A L T 4 名についても、元々日本語はそれほどできなかったのですが、日本に暮らす中で日本語をある程度覚えたという経緯があります。次年度から採用する 4 名の A L T は、現在日本語で日常会話ができるまでには至っていないのですが、日本語を勉強するという意識を持っています。配置先の小学校では、それぞれ英語の専科の日本人の先生にサポートしていただくということで考えています。
小野口委員	休日についてですが、夏季休業期間に夏期講習の手伝いなどが発生した場合、別途支払いが必要になるのか、または振替で休暇となるのでしょうか。
森作課長	第 9 条第 3 項で定めるとおり、夏季休暇期間は無給扱いとなりますので、別途支払いが必要となります。

※議案第 18 号については、原案のとおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 19 号 行方市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

※議案第 19 号については、原案のとおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 20 号 行方市英語検定料補助金交付要綱の制定について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

○主な発言

発 言 者	発 言 内 容
小野口委員	申請書は、申請者が各自で教育委員会に提出するのか、又は学校を通して提出するのか、又は学校で取りまとめて提出するのでしょうか。また、第 6 条に決定通知の条文がありますが、こちらもどのように通知されるのでしょうか。
森作課長	要綱上の申請者は保護者を示していますので、保護者が直接申請し、保護者に通知することを想定しています。ただし、令和 7 年度に実際にやってみて、学校から意見があれば、運用を検討したいと思います。
小野口委員	また、他市町村では半額を補助しているところもありますが、行方市は全員に検定を受ける機会を提供しようということで、全額を補助することとしています。
小野口委員	申請しないと補助金がもらえないということであれば、学校をとおさず申請者本人と直接やりとりしたほうが個人的には良いと思いました。また、行方市でどのくらいの受験生がいるのか、その中でどのくらい申請者がいたのか、統計をとって様子を見てほしいと思います。チャレンジさせて子どもの能力を伸ばすという視点で考えれば、補助して終わりにならないようにしてほしいと思います。
森作課長	他市町村では 4, 5 級に補助しているケースもありますが、行方市ではとりあえず 3 級に対して補助することとしています。
大崎委員	英語を好きにさせるという観点から、また、裾野を広げるという意味でも、4, 5 級にも一部補助することを検討してほしいと思います。

※議案第 20 号については、原案のとおり可決されました。

【日程第 3】 教育委員会事務委任規則第 2 条各号以外の報告

≪非公開≫

報告番号 1 就学援助費支給児童生徒の認定について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号2 区域外就学児童生徒の認定について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号3 就学児童生徒の指定校変更について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号4 不登校児童生徒について

(指導主事) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号5 いじめについて

(指導主事) 資料に基づき、報告説明

≪公 開≫

報告番号6 教育委員会重点事業年間管理表について

(指導主事) 資料に基づき、報告説明

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

(生涯学習課長) 資料に基づき、報告説明

(スポーツ推進室長) 資料に基づき、報告説明

○主な発言

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

明石委員	海外派遣研修事業について、市議会でも質問があったかと思いますが、反応はいかがだったでしょうか。また、承認等までされたのでしょうか。
森作課長	参加費を 20 万円から 15 万円に減額したり、参加者数を 15 人に絞ったりした結果、内容についてはおおむね理解していただけたということです。
	また、前回の第 4 回定例議会の中では、今年度この事業を実施しなかったことについてのお叱りの意見がありました。ただ、この海外派遣研修事業については全体的に批判的な意見は無く、予算も承認されております。
明石委員	海外との交流となれば、それぞれの国の事情や条件等、その時々によって変わるものだと思います。また状況が変われば、それぞれ計画を見直したり、より良い方向性を模索していったりしてほしいと思います。
森作課長	安全の配慮についても、旅行業者や現地の訪問校の日本人の先生と随時情報交換し、現地の状況を確認しながら進めていくということで、議員さんから了承していただきました。

≪公 開≫

報告番号 7 その他

【日程第 4】 その他

≪公 開≫

(1) 次回教育委員会定例会の開催について

(事務局) 次回教育委員会定例会について説明

(教育長) 次回教育委員会定例会については、4 月 25 日に開催することとします。

≪公 開≫

(2) 辞令交付式について

(事務局) 辞令交付式について説明

≪公 開≫

(3) その他

(事務局) 小中学校の入学式の日程等について説明

(事務局) 令和7年度茨城県市町村教育委員会連合会定期総会及び講演会について説明

閉 会

教育長から閉会宣言がなされました。